

議案第 9 6 号

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岩倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち同項第1号に掲げる職員」に改める。

第2条の見出しを「(給与)」に改め、同条第4項中「費用」を「実費」に改める。

第8条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」を「当該職員について定められた週休日」に改める。

第12条第1項中「及び年末年始の休日」を「及び同条に規定する年末年始の休日」に改める。

第14条第1項中「第20条から第20条の3まで」を「第20条第1項、第2項、第4項及び第6項、第20条の2並びに第20条の3」に改め、同条第2項中「における」を「における会計年度任用職員としての」に改め、同条第3項中「末日まで職員」を「末日まで会計年度任用職員」に、「第1項の」を「第1項に規定する」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の見出し及び同条第4項の改正規定、第8条第4項の改正規定、第12条第1項の改正規定並びに第14条の改正規定（同条第1項に係る部分及び同条第3項中「第1項の」を「第1項に規定する」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。